#### はじめに

# 財産区とは

財産区は、市町村合併の際に、元の市町村が所有する山林等の財産の管理、 処分を合併後の市町村から独立して行うことを認められた特別地方公共団体で す。

明治 22(1889)年に施行された市制町村制により、大規模な合併が行われました。政府は、合併を円滑に進めるため、合併後も、生活資源として村民にとって必要不可欠だった山林等を村民共有の財産として保有することを認め、財産区が誕生しました。

財産区の構成員は、区域内に住所を置くすべての住民です。

財産区の財産の全国的な例として、山林、土地、ため池、温泉があります。

## 緑井財産区のあゆみ

緑井財産区は、昭和の大合併により、昭和30(1955)年に緑井村・八木 株井財産区は、昭和の大合併により、昭和30(1955)年に緑井村・八木 村・川内村が合併して佐東町となった際、共有林の権現山を佐東町有とせず、地域の共有財産とするために設置されました。そして、昭和48(1973)年に佐東町が広島市と合併した際も、権現山は緑井財産区の財産としてそのまま引き継がれました。

しかしながら、現在は、住民が農作業等に必要な薪や肥草を採取するといった生活資源としての役割がなくなり、広島市から独立して財産区として管理していく必要性が薄れてきたため、廃止することとしました。

# 緑井財産区の活動

緑井財産区議会設置条例に基づき、緑井財産区の区域(旧緑井村)に住所を有する者の中から議員を選出し、議会を開催してきました。議会では、権現山の管理について話し合い、環境を維持するため竹林等の整備を進めてきました。近年の活動としては、ツツジ・桜の苗木、肥料を購入し、展望台周辺への植林を行うとともに、平成26(2014)年8月豪雨災害を受け、土砂流出防止機能の高い森林づくり事業に着手し、森林が持つ防災機能を活かすための樹木の伐採、土砂留め柵の設置、鹿侵入防止柵の設置に取り組んできました。

#### 緑井財産区議会設置条例

緑井財産区議会設置条例

昭和 48 年 8 月 15 日 条例第 109 号

(設置)

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第295条の規定に基づき、緑井財産区(以下「財産区」という。)に議会を置く。 (定数)
- 第2条 財産区の議会の議員の定数は、7人とする。 (令3条例37・一部改正)

(任期)

- 第3条 財産区の議会の議員の任期は、4年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。 (選挙権)
- 第4条 市の議会の議員の選挙権を有する者で引き続き3箇月以上財産区の区域内に住所を 有するものは、財産区の議会の議員の選挙権を有する。 (被選挙権)
- 第5条 財産区の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、財産区の議会の議員の被選挙権を有する。 (選挙人名簿)
- 第6条 財産区の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条の規定により調製された選挙人名簿のうち、財産区の議会の議員の選挙権を有する者に係る選挙人名簿又はその抄本によるものとする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(令和3年6月23日条例第37号)
- この条例は、次の一般選挙から施行する。

### 財産の位置図・面積(令和4年度末時点)

所在地:安佐南区緑井町字権現山 5669 番地1ほか

土地(山林) 面積: 475,123.77㎡ 立木の推定蓄積量: 14.249.06㎡



